

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び天理市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 24 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第26号

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び天理市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 1 条 天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年 3 月天理市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 2 号中「参考人」を「参考人、被害者参加人」に改める。

(天理市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 2 条 天理市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年 3 月天理市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 2 号中「参考人」を「参考人、被害者参加人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。